

第 31 回

大阪市都市景観委員会

議事録

日	時	平成 22 年 10 月 20 日 (水)
		午後 3 時 00 分
場	所	ヴィアーレ大阪 2 階 エメラルドルーム

大阪市都市景観委員会（第31回）

1. 開催日時 平成22年10月20日（水）午後3時00分～5時14分
2. 開催場所 ヴィアーレ大阪2階 エメラルドルーム
3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	増	田	昇
委員長代理	澤	木	昌典
委員	阿	部	昌樹
	北	野	剛人
	小伊	藤	亜希子
	白	土	博通
	高	崎	邦子
	福	田	知弘

(2) 市側

	花	房	計画調整局建築指導部長
	立	田	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	酒	井	都市整備局企画部長
	近	藤	建設局総務部中長期計画担当課長代理
	牧	田	建設局管理部路政担当係長
	藪	内	港湾局臨海地域活性化室長
	山	野	交通局鉄道事業本部建築担当部長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	山	本	市民局市民部長
事務局（計画調整局）	北	村	局長
	川	田	計画部長
	中	谷	計画部都市デザイン担当課長
	佐々	木	計画部都市デザイン担当課長代理
	小	野	計画部担当係長
	梅	田	計画部担当係長

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員長の互選等について

- ・ 委員による委員長の互選
- ・ 委員長による委員長職務代理者の指名

(2) 大阪市の都市景観施策について

- ・ 大阪市の都市景観施策の変遷
- ・ 大阪市の都市景観施策の体系
- ・ 大阪市の都市景観施策の位置づけ

(3) 都市景観資源について

- ・ 都市景観資源の登録までの流れ
- ・ 都市景観資源の登録候補

3 閉 会

[配付資料]

- ・ 資料 1 大阪市の都市景観施策について
- ・ 資料 2 - 1 都市景観資源の登録について
- ・ 資料 2 - 2 都市景観資源登録までの流れ
- ・ 資料 2 - 3 平成22年度都市景観資源にかかるスケジュール
- ・ 資料 2 - 4 西区・港区・東成区の都市景観資源候補について
- ・ 資料 2 - 5 評価シート、分布図、個別カルテ、写真、位置図
- ・ 参考資料 1 - 1 大阪市景観計画
- ・ 参考資料 1 - 2 大阪市都市景観条例
- ・ 参考資料 1 - 3 大阪市都市景観規則
- ・ 参考資料 1 - 4 大阪市都市景観委員会運営要綱
- ・ 参考資料 2 第30回都市景観委員会議事要旨
- ・ パンフレット等

快適で美しい都市景観の形成をめざして（建築美観誘導制度）

御堂筋まちなみ誘導に向けて（御堂筋まちなみ誘導制度）

大阪市景観形成推進計画
景観形成地域について
中央区の都市景観資源紹介
都市景観資源の募集チラシ

5. 議事の概要

○事務局

定刻やや1分ほど前ですけども、委員の皆様方、席につかれましたので、ただいまより第31回の大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私は、大阪市計画調整局計画部で都市デザイン担当課長をしております中谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の都市景観委員会には8名の委員の方々にご出席をいただいております。

また、本日の委員会は条例に基づきまして、委員委嘱後の初の委員会開催となっておりますので、最初に委員会にご出席いただいております委員の皆様方を、私のほうよりご紹介させていただきますので、お名前を読み上げましたらわかるような形でお願いいたします。お手元の都市景観委員会出席名簿、恐らく配席図の下にあるかと思えますけれども、その名簿の順に沿いましてご紹介させていただきたいと存じます。

まず最初、大阪市立大学大学院教授、阿部昌樹委員でございます。

○阿部委員

阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、関西電力株式会社地域共生・広報室都市再生プロジェクトチームチーフマネジャーの北野剛人委員でございます。

○北野委員

北野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

次は、大阪市立大学大学院准教授、小伊藤亜希子委員でございます。

○小伊藤委員

小伊藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、大阪大学大学院教授、澤木昌典委員でございます。

○澤木委員

澤木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

次、京都大学大学院教授、白土博通委員でございます。

○白土委員

白土と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、株式会社 J T B 西日本広報室長の高崎邦子委員でございます。

○高崎委員

高崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

大阪大学大学院准教授、福田知弘委員でございます。

○福田委員

福田です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局

最後に、大阪府立大学大学院教授、増田昇委員でございます。

○事務局

増田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局

なお、本日欠席されておりますけれども、摂南大学教授の岩田三千子委員、京都大学大学院教授の川崎雅史委員、摂南大学准教授の木多彩子委員、関西学院大学法学部教授前田雅子委員、大阪大学大学院准教授松村暢彦委員、合わせまして13名の委員の皆様にご就任いただいております。

それでは、本委員会の開会にあたりまして、北村計画調整局長より一言ごあいさつ申し上げます。よろしくお願ひします。

○北村計画調整局長

どうも、皆様こんにちは。計画調整局長の北村でございます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、先ほど司会からもございましたけれども、この委員会は31回という回数ですが、委員の任期のことを申し上げますと6期目ということで、先ほどご紹介させていただいた方々の中にも、本日、初めてご出席を賜っている先生方もたくさんおられるわけなんですけれども、ご就任をお願いしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、まことにありがとうございます。改めて、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、私どもの大阪市では、この委員会からの貴重なご意見あるいはご示唆を賜りながら、今年の3月に大阪市景観形成推進計画というのを更新させていただいたところがございます。またそれに合わせまして、都市景観資源、本日のメインのテーマになります都市景観資源につきましても、旭区、北区、中央区と、それぞれ選定登録を行わせていただいたところがございます。今年度、区役所の職員も後ろのほうに控えておりますけども、西区、港区、東成区と、3区でもう既に公募を行い、いよいよこの委員会でご審査を賜るといふことで、取り組んでまいりたいと思っております。

後ほど事務局のほうから、この委員会のなすべき役割、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、そういったことについてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、私ども大阪市では、平松市長を先頭に「大都市、そして一番住みたいまちへ」ということをキーワードに、いろんな面でのまちづくりを進めております。この都市景観、私見も交えての言葉になってしまうんで失礼なんですけれども、大都市、住みたいまち、両方にかかわって、この都市景観形成といいますか都市景観というのは、非常に大きな役割を果たすものになるのではないかなというふうに思っております。

都市景観行政といいますと、実は語感的に、かなり規制的な雰囲気を持った、建物を建てるにあたって余りむちゃなものを建てたらあかんよとか、そういった規制的な雰囲気の漂う行政のように、一般的には言われておりますけども、私ども大阪市では、先ほども申しました都市景観資源の発掘とか、いろんな意味で集客装置としての都市景観という部分にも力を入れてやってまいりたいと思っております。したがって、行政のほうから、これは都市景観だということで、ある意味でいえば変な言い方をすれば上のほうから押しつけるというんじゃないしに、市民の方々一人一人が都市景観というは何かということをお考えいただきながら、我がまち、自分が住んでいるまちの都市景観をどうすればよくしていけるかという観点から、いろんな取り組みを進めてまいりたいと思っております。とりあえず、その第1番の試みが都市景観資源の発掘ということですけども。これだけにとどまらず、いろんな意味での都市景観の向上に向けた取り組みを、この委員会でのご議論を参考にさせていただきながらやってまいりたいと思っておりますので、任期中いろんな面で事務局からご意見をお伺いをしに行く場面があるかと思っておりますけど、よろしくご指導のほどをお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○事務局

(資料確認)

それでは、次第に従いまして、しばらく進行役を私のほうで務めさせていただきたいと思えます。

まず、本日の一つ目の議題でございますが、委嘱後初めての委員会でございますので、最初に委員長の互選についてお諮りいたしたいと存じます。委員長につきましては、大阪市都市景観規則第17条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご互選によって決めていただくということになっております。どなたかご推薦をちょうだいいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

小伊藤委員をお願いします。

○小伊藤委員

増田先生をご推薦します。前回の委員長として、委員会をまとめてくださっていますし、第1回の委員会から委員をされているということですので、ぜひ継続して委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

どうもありがとうございます。皆様、ただいまの小伊藤委員のご推薦ということでよろしゅうございますでしょうか。拍手で確認したいと思います。

(拍手)

○事務局

どうもありがとうございます。

それでは、増田委員に委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

増田委員長、委員長の席のほうにお移りいただきたいと思えます。

それでは、まず委員長よりごあいさつをちょうだいしたいと存じます。増田先生、よろしくお願いたします。

○増田委員長

ただいまの皆さん方のご推挙によりまして、委員長という大役を拝命いたしました大阪府立大学の増田でございます。

先ほど局長さんの話にございましたように、もう早くて、6期目ということらしいんですけれども、一番古参になってしまったというふうなことで、そろそろ変わらないかん時期にきているのかもしれないけれども、今期引き受けさせていただこうと思っております。

す。

専門はランドスケープ・アーキテクチャーで、造園学あるいは緑地学というのが専門でございませう。ランドスケープというのは景観とか風景というふうに訳せませうので、景観学がベースと言ってもいいかもしれませう。

先ほども、局長さんの話にありましたように、大阪市そのものが、やはり「住み続けたいまち」であると同時に「訪れたいいまち」というふうに転換していく中で、やはり景観の持っている重要性というのはあろうかと思ひますけれども、大阪市の難しさというのは、京都なんかと違って近世の遺産、近代の遺産、それと現代の遺産というふうに、時代が非常にふくそうしてございまして、一つのデザイン規制あるいはデザイン規範を見つけて、それで押し進んでいくというような状況の都市ではないという、大都市特有の特性を持っておりますので、その辺を踏まえながら少しでも「住み続けたいまち」あるいは「訪れたいいまち」へ寄与できていくように、この景観委員会の中でいろんな自由闊達な意見交換ができればと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

どうもありがとうございました。

引き続きまして、委員長の職務代理者についてでございますが、大阪市都市景観規則第17条の第3項の規定によりまして、委員長の職務代理者におきましては委員長が指名をすることになってございませう。

増田委員長、いかがいたしませうか。

○増田委員長

私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、前期に引き続きまして大阪大学の澤木先生にお願ひしたいと思ひます。私自身が造園系ということでございませうので、建築系の先生でということで、澤木先生にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

よろしいでしょうか。

それでは、澤木委員のほうには、委員長職務代理者ということでよろしくお願ひいたしたいと存じます。これからの議事進行につきましては委員長のほうにお願ひいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○増田委員長

それでは、これから審議を進めてまいりたいと思います。お手元の資料でございますように、本日は、ご参加いただいています委員の皆さん方、かなり大幅なメンバーの入れかえがあったということで、2番目の議題が「大阪市の都市景観施策について」ということで、施策の変遷あるいは体系あるいは、我々この委員会が担うべき役割みたいなことを、少し時間をとってご説明いただきたいと思いますので、事務局のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

(資料1の1及び2の説明)

○増田委員長

ありがとうございます。議事に入ります前に、都市景観委員会運営要綱3-3に基づきまして、議事録署名人として、阿倍委員と北野委員のお二人に、本日お願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今ご説明をいただきました大阪市の景観施策についての変遷あるいは体系というのをご説明いただきましたけれども、何かご質問等あるいはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○北野委員

初めて参加させていただいて、一気になかなか頭に入りきれないんですが、いろんな用語がありまして、資料1には、変遷の四角の中で、2004年、2005年指定景観形成物の指定という記載があります。ご説明の中にあつたかもしれませんが、この指定景観形成物はどこに定義されているのでしょうか。

○増田委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

本日、この後の議題の一つになっておりますが、都市景観資源の登録というのを条例変更したときに載せていますが、条例変更の前の旧都市景観条例、景観法が施行される前の旧条例の中に、この指定景観形成物というのを載せておりまして、それで22カ所をその当時の条例に基づいて定めております。条例を変更する際に、この指定景観形成物を都市景観資源として読みかえるというのをやっておりまして、現在の法施行以後の都市景観資源と同様に扱っているということです。中身は、そのオール大阪の中から皆様が印象に残

っているとか、いいなというものから選んでおります。後で議論します、都市景観資源については区ごとにやりますので、もうちょっと地域市民の方々と密接に連携してと、その辺がちょっと違います。

○北野委員

わかりました。ありがとうございます。

○増田委員長

よろしいでしょうか。ほか、何かご質問ございますでしょうか、いかがでしょうか。

はい、白土委員どうぞ。

○白土委員

余り重要でないかもしれませんが、大阪市景観計画、それから大阪市都市景観条例、それから大阪市景観形成推進計画というものが、資料1の3枚目でしょうか、ブロック図のような形であっておりますけれども、これらの上位規定、下位規定の関係というのはどうなっているかということと、それから新しいものが現在生きていて、古いものは既に失効しているのか、まだ生き続けているのか、その辺の関係がちょっとわからないのでご説明いただけたらありがたいんですけど。

○増田委員長

いかがでしょうか。

○事務局

資料1の3ページのところをご覧いただいたらわかるんですけども、まず、景観法に基づいて大阪市景観計画というのを定めております。これが一番の大もとになるものでございまして、景観計画の下に大阪市都市景観条例がございまして、日付を書いておりますけれども、平成10年9月に制定してございまして、景観法の施行があつて、景観計画を平成18年2月に定めた後、それを受けて条例のほうも改正してございまして、もともと上位にある景観計画を受けて定めているのが、網掛け以外の部分でございまして、網掛けしているところが、平成10年9月に制定した都市景観条例独自に制定したものでございまして、いわゆる法には定められてないけれども条例の中で定めているというのが、この網掛けをしたものでございまして。

それから推進計画はいわゆるアクションプラン的なものでございまして、どういう手法なり方針で取り組んでいくかというのを、細かいところまで表現してまとめております。以上です。

○白土委員

ありがとうございました。

○増田委員長

よろしいでしょうか。

大阪市の場合、ちょっと複雑で、市条例の中には景観法を受けた委任条例部分と自主条例部分があるということですね。自主条例のところは網掛けになっていて、白抜きになっているところが委任条例部分。通常そこに全部集約できたらよかったですけれども、その下に建築美観誘導あるいは御堂筋まちなみ誘導という指導行政でやっているものがまだ指導行政のまま残っております。条例の中に集約できてなくて、これは別途指導要綱として生きているという状況になっています。他の市は、これも条例の中に集約してしまっているというケースが多いんですけども、大阪市の場合、まだそれが残っているという状態だということですね。

○北村計画調整局長

若干補足させてください。資料1の1ページ目のところで、出だしだけ書いてその結末がどうなったかというのが書かれてないので、ちょっと申しわけなかったんですけども、昭和9年に大阪の都市計画として美観地区の指定という項目がございますけども、実はこれが、平成16年の景観法の施行のとき、都市計画における美観地区という制度そのものが廃止になりまして、そのかわり景観法の中での景観地区というのに生まれ変わりました。なぜその話をするかと言いますと、先ほどの美観誘導、まちなみ誘導ということで誘導という制度の中で指導をさせていただいていますのは、ある意味でそういった法的な位置づけをしますと、景観法自体が、私、冒頭のごあいさつで述べさせていただきましたように、かなり規制的手法であるという側面が片方がございます。そういった意味で、まちなみ誘導していく上で規制だけじゃなしに、やはりそれを円滑に推進・誘導していくという観点を持った方がいいのではないかと。とりわけ、この美観地区で最初のころ指定してございました大阪駅前とか御堂筋とか、そういったものは大阪の都心の都心商業業務地域の真っただ中にあるエリアですので、そういったもので景観という面からそういった建築活動そのものを規制してしまうというのは、余り好ましくないのではないかとご議論を、景観委員会の中でもしていただきながら、今の形になっているということがございます。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員

今のお話とも関連するんですけども、都市景観という場合には、景観法上の問題プラス都市計画法の規制、あるいは場合によっては建築基準法の規制まで含めて都市景観の形成というのは本来考える必要があると思うわけですけども、今の説明では基本的に景観法の体系の中でという話だったと思うんですけども、我々がいろいろ考えていく中では、当然のことなんでしょうけど、都市計画法や建築基準法上の規制なども含めて、いかに都市景観を形成するかというものを考えるかという、そういう発想になるんですよ、確認です。

○増田委員長

そういう理解でよろしいですね。

○事務局

そういう理解で、はい。

○増田委員長

推進計画のほうは、まさにそういうふうになっていると思います。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。おいおいにというか、非常に複雑な構図になっておりますので、こういう状況の中で進めていくというようなことでございます。

それでは続きまして、都市景観委員会の位置づけについてということで、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

(資料1の3の説明)

○増田委員長

今、ご説明をいただきましたけれども、都市景観委員会の位置づけについてということで、何かご質問、あるいはご意見等ございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、位置づけまで、皆さんの合意形成が得られたということでございますので、本日、予定しておりました案件のうち、(2)番になっておりました大阪市の都市景観施策についてというところの議事が終わろうかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、(3)番目の都市景観資源についてということで、今もご説明がございまし

たように、大阪市の景観施策の中では、各区ごとに景観資源を発掘して、それを手がかりに景観行政を進行していこうというふうなことを進めてまいっておりますけれども、その審議に入っていきたいと思います。これの資源登録の審議の段階につきましては、その資料等に個人情報等が含まれているため、大阪市都市景観委員会運営要綱2-1、ア②及び③により非公開というふうになりますので、これからの審議におきましては非公開で進めたいということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴の方、本日はいらっしゃらないということですかね。

それでは、事務局のほうから議題の(3)番、都市景観資源についてということでご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

(資料2-1～2-3の説明)

○増田委員長

都市景観資源の審議・登録のプロセスというのをご説明いただきましたけれども、何かご質問ございますでしょうかね。いかがでしょうか。

高崎委員、どうぞ。

○高崎委員

初めてなので、わからないところがあって聞きたいんですが、まず、この「わがまち自慢の景観募集」というのを、どうやって広く市民の方にお知らせをしているのか。わがまち自慢なんて、できるだけたくさんの方に知っていただいて、応募していただくのがいいんだろうなと思うんですが、どういう方法をとられているのかということと、その必須条件というのが6点だったと思うんですが、これもその時点でお知らせをしているのかどうか。というのが、これまでの審議状況の中で、推薦物件の数があって、必須要件等による整理後の物件の数が、北区だと12件も落ちていたりしたので、旭区は5件のままなんですけれども、どの辺までお知らせをしてらっしゃるのかなという点が、ちょっと疑問に思いまして、教えていただければと思います。

○増田委員長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局

参考資料で、パンフレットを綴じております。募集のチラシの事例を3枚入れておまして、1枚ごとに西区の分と港区の分と東成区の分の募集のチラシを入れております。こ

ういうチラシを、市役所は当然ですけど、市民サービスコーナーですとかに置いて募集しています。それと合わせて、大阪市の「市政だより」とか「区政だより」の中で、都市景観資源を募集しますと掲載して、皆さんに「こんなんやってますよ」というのを周知させていただいております。それから、中央区ですけれども、区民祭りのときに、テントの一角をお借りして、そこでチラシを配って、応募用紙に書いてもらっているところもございます。

それから対象物件についてですが、募集チラシには先ほどの必須要件までは書いてないんですけども、対象物件は建築物及び建築物群とか工作物とか樹木、モニュメントということとか具体的な対象を明示とかできるだけわかるようにはお書きしています。必須要件は、なかなか文字面だけでは具体的なイメージはわからないので、こういうふうな表現にさせていただいております。

○増田委員長

いかがでしょうか。高崎委員、いいですか。

それでは福田委員どうぞ。

○福田委員

高崎先生と関連していますけど、今度逆に登録された後の情報発信状況は、登録されたら、どれぐらい皆さん、市民の方とか市民会の方が知ってらっしゃるのかということ。もう一つは、登録されると、例えば施設に何かお墨つきがついて、街歩きをしていると、これは登録物件だなということがわかるようになってるかとか、そういう点を教えてください。

○増田委員長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局

同じく最後のパンフレット類の束の中に、一例で、中央区の都市景観資源紹介というグリーンのもがあるかと思うんですけども、こういったパンフレットをつくりまして、区役所なり区民の方の来られる所にパンフレットを配置してもらうのと、私ども計画調整局のホームページや区役所のホームページの中で募集を行ったり、こういう資源になっていきますよということを広報・PRしたりしております。それと、パンフレットの中に一つずつ写真とコメント等が載っておりますけれども、こういうものをA2ぐらいの大ききでパネルを作成しまして、区役所などでパネル展を開催させていただいております。北区の

場合、区役所だけではなく、資源として選ばれた新梅田シティでも、展望台でパネル展を行いました。その新梅田シティについては、都市景観資源として登録するときに、「PRでこういうパネル展をやっていきます」と言いましたところ、そしたら「うちでもやっていただいて結構です」ということで行っていきまして、区役所以外でもそういった機会があればパネル展とかをいろんなところで行っていきこうとしています。それから、今おっしゃいました「まち歩き」のコースの中でも、いろいろ区役所が絡まれる場合は、こういった資源をできるだけ入れていただくとか、そういうふうな形で、登録後の活用は行っております。

○増田委員長

よろしいでしょうか。

○澤木委員長代理

先ほどご質問のあった、プレートみたいなものはないんですね。

○増田委員長

物件にはプレートは設置してないです。後は、多分、今までも前期の委員会でも活用方策については、もっとうまい活用策を、どんどんアイデアを出しましょうみたいな議論はされてきました。今もこういうパンフレットをつくっていただいたり、まち歩きのときに使っていただいたりなどしてはいますけれども、もっと効果的な使い方ないかというのは、いろんな機会あるごとに少し意見交換できたらというふうに思いますけれども。

はい、北野委員どうぞ。

○北野委員

まずは今の計画で、市内を一巡するのはいつぐらいをめどにされているのかという質問が一つ。それと、一応は作業が終わった、例えば北区とか中央区について、今後、新たなものが気がついたとか、あるいは新しくできたとかいう場合に、一巡した後またもう一巡するのか、よくわかりませんが、それまで待っているのかどうかという質問。

基本的にこの年はこの区とこの区をやりたいと決めたとしても、もっと早く、例えば観光資源に活用できるというような何かがあれば、それ以外の区の中でも登録というのを許容していくことがあり得るのかどうかについてお尋ねしたくて、先ほどの一巡するのはいつかということと、登録した後はどうするのかというお話を伺いたいと思います。

○増田委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

最初、旭区と北区の2区をやりまして、その際に実践を通してどんな要件なり評価基準があるのかというのを試行的に2区やらせていただいて、その後、中央区をやって、一応登録したのはその3区なんですけれども。本日、ご議論いただく西区、港区、東成区、それと此花区の4区。来年も4区。それでいきますと23年度で約半分いくことになります。その後もそのペースでいくかどうかということは、今の段階ではわからないんですけれども、多少ペースダウンするかもわかりませんが、一応24区を順に、やっていこうというのが我々が考えているところです。

途中で、ほんとに新しく出てきたらどうするかということなんですけども、それは入れていければいいかと思うんですけど、手続面とかを含めて考えていかないといけないかなというふうに考えております。

○北村計画調整局長

本日、資料をご用意できてなかったのですが、資料1のところでは先ほどもご質問あった指定景観形成物ということで、大阪城天守閣など22カ所、これはこの景観委員会でお選びいただいたんですけども、この中では、例えば固有名詞をちょっと挙げさせていただきますと、一心寺さんとか、大阪市中央公会堂とか、あるいはお初天神、さらに南のほうに行きますと平野区の大念仏寺さんとか、ある意味で言ったら大阪市全域を対象にして、ある程度歴史的なものを含めた都市景観資源というのを一定整理して指定をさせていただいております。それを、より地域に密着した形で、わがまちの自慢がどこにあるんだということで、区ごとの単位でやらせていただいておりますけれども、先ほど言いました指定景観形成物そのものが都市景観資源の中に入っていますから、そういう意味では大阪の部分での代表するようなものはその時点で、それで十分とは言えませんが、上がっていると。それを補強する意味で、区単位でやらせていただく。プラス、当然まちは生きているものですから、例えば既に選定の終わったところで新しい景観が出てきたら、それはそれでまず委員長にもご相談しないといけないですし、この委員会でご審議賜ることになりますけれども、そのときには、随時ケース・バイ・ケースで対応させていただければなどは思っていますので、よろしく願いいたします。

○増田委員長

ありがとうございます。追加登録については、どういう形で対応したらいいかというのを少し検討を進めるというふうなことだと思います。よろしいでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員

もしかすると非常に法的過ぎる発想になるかもしれませんが、登録の効果というのがよくわからないんです。例えば、登録をすると、その景観資源について改修・改築を行うときには、大阪市に通知しなければならないとか、あるいは大阪市の側で登録された景観資源についてはその維持・保全のために何らかの補助金を出すとか、そうした登録されることによる効果というのは、特に明確には定められていないのかどうかということと、今後、登録の効果を拡充していくとか、そういうことは考えていらっしゃるのか。効果について、もう少しご説明いただきたいんですけども。

○増田委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

基本的には、登録しても、そのことのための補助金とかはございません。それから、例えば、建てかえられるときには、登録した景観資源がまた全然別のものになるのであれば登録から外しましょうかというふうに、規制もないかわりに補助もないということです。

また、大阪市としましては、先ほどご説明しましたとおりPRをさせていただきます。それ以外でしたら、例えば北区で資源として登録しました泉布観とか、大阪の造幣局の通り抜けですけれども、登録した後で、本年の通り抜けのときに、泉布観の見学と造幣局中の記念館を合わせてPRするとか、これは制限とか支援ということではないんですけども、自ら活用していただいているような事例がございます。

○増田委員長

よろしいでしょうか。あめもむちもないという状態かというような状況ですけれども。むしろ、これを通じて景観への意識を高めていきたいと思いますという話と、もう一つは、やはり今まで埋もれている景観資源みたいなものを、どんどん発掘していきましょうというようなあたりが大きなねらい目で、多分これがもう少し学術的に評価されていくと、法に基づく景観重要建造物みたいなところへ展開をしていくんだらうと思うんですけど、まだそこまでは展開をしてないという。むしろ、啓発であったりまちづくり誘導の一つの仕掛けであったりというのが、大きな目的かもしれません。

はい、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○澤木委員長代理

今に関連しますと、資料にある大阪市景観形成推進計画という冊子がございますけれども、この17ページに関連の頁がありまして、今、委員長がおっしゃったような法に基づく景観重要建造物・樹木の指定といったものがあるんですけれども、このところの4つ目ぐらいの段落に、景観重要建造物・樹木が都市景観資源と異なり景観法に基づくものであるが、現状変更の規制等を伴うことから、この都市景観資源の登録が本格化した後に、この委員会に意見を聴取しながら指定基準の策定を行うというふうに、一応計画では入れているので。都市景観資源の登録が本格化してきたのかどうかというのはわからないんですけど、そろそろこの辺のかつての指定景観形成物なんかを、この景観法に基づく方に指定していくのかどうかとか、この法に基づくものでしたら、その4つ目の一つには支援制度の検討というのが入っているので、今ご質問されたような実際の支援みたいなものを含めた展開を考えていくという。それを見ていかないと、目先の景観資源の登録ばかり作業をしているような感じになってしまうので、そういったところも加味していただければいいかなと思いますし。福田委員からご質問のあった、表示をするプレートみたいなものは、橋とか海外にいても建築物にはちゃんと表示されていますので、そういった当たりもちゃんと予算をつけて考えていただければなというのが、前から委員として感じているんですが。

○増田委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

本日は、少し現地調査に行く物件の確定というのが、ちょっと長大な資料が残されておりますので、少し前に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、具体的物件のご説明をいただければと思います。

○事務局

(資料2-4、2-5の説明)

○増田委員長

大分時間もおしておりますけれども、資源登録するというよりも、むしろ現地審査に行く物件あるいは行かない物件を、本日、確定したいということで、まず、西区につきましては6番、8番、10番、11番、13番、20番、それと28番、この物件がいずれも明らかに資源登録としては不適格ではないかという事務局側の整理で、外せるのではないかというご提案でございます。

何か気になるところございますかね。今の西区のところに関しましては。ちょっとよくわからなかったんですけど、28番の山下家、これは望見できないということですが、住宅として成立しているんですけど、公道に面していないということなんでしょうかね。28番、望見できないのでというご説明があったと思うんですけど。

○事務局

この物件につきましては、メインの幹線道路から少し中に入ったところにあるということで、幹線道路から距離がございまして、容易に望見できるものでないということで外させていただきます。

○増田委員長

外せばどうかというご提案やと。この1点だけちょっと気になったんですけども。本当に望見できないのでしたら、住宅として成立しないでしょう。家はちゃんと公道に面してないと。公道というか道路に面してないと。非常にアクセスしにくい位置にあるんですか。そうですか。

それと後は、港区は5件とも大丈夫だということですがけれども、東成につきましては、2番、3番、11番、13番、19番、21番、22番、24番、26番、これだけが明らかに不適合ではないかというご提案との理解でよろしいですかね。

いかがでしょう。はい、福田委員どうぞ。

○福田委員

募集要項、今ちらっと見ましたけど、「規模の大小問いません」と書いているにもかかわらず、小さいのでだめという理由にすると、ちょっとまずいのではないかと思うんですが。

○増田委員長

そうですね。その辺、事務局のご判断いかがでしょうか。

○事務局

モニュメントというか石碑関係なんですけど、過去の委員会のほうで井原西鶴の墓とか中央区にございまして、とにかく見に行ってみようかということで、結果的に落ちました。それから細川ガラシャの井戸ですね。井戸は周囲に少し広場が整備されていたかと思うんですけど、それらについても通らなかったということで、石碑は一応いけるということになっているんですけど一体どんなものを指定していくのか。石碑ではあるがきちんとした場所がありますよというようなものについて、指定していきましょうということになって

いたかと思えます。今回につきましては、そういった状態が見当たらないものについては、見に行かないことにしております。

資料の方は、2頁にわたって書いておりますが、2番と書いている必須要件等により候補から除外する物件という方が必須要件でして、3番目につきましては取り扱いの確認ということで、どうでしょうかということで提案させていただいているということでございます。少し今後の石碑の取り扱い方、過去の経験もありますので、こんな石碑は落としていくということであれば、一定の方向性をつけた中で、決めていってはいかが、ということで、のせさせていただいております。

○増田委員長

いかがでしょうか。過去、登録をしてきた中で、せっかく現地も確認しましたけれども、ある一定場所性みたいなものが、単なる物体一つだけで場所性みたいなものがあんまり発揮されてない物件は、やっぱり現地審査したけれど残らなかったという経緯があるものですから、外してはどうかというふうなことが事務局のほうから言われているわけですけど。ですから、単に小さいから外すというよりも、むしろ場所として景観資源としての場所性を保有しないみたいな形で落とすんだったら落とさない。今、福田委員からご指摘あったように募集パンフレットのほうは「大小かかわらず」と言っているので、区のほうでせっかく応募されて推薦まであげてこられたのに、というふうなことがあるので、その辺の理由づけは少し考えないといけないかもしれませんね。

○北村計画調整局長

ご指摘のとおり、規模が小さいから落とすということではなしに、ほかの理由からということで。今ご説明申しましたように、過去の景観委員会での議論を記録しておりますので、そこから拾いながら、なぜだめなのかというのをもう少しきちっと書いていきたいと思っておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思っております。

○増田委員長

ほかに何か気になる物件ってございますでしょうか。いかがでしょうか。

後のものについては、少し皆さんで現地を確認いただいて、委員会を開いて、ここで可否投票といいますか決議をしたいというふうなことでございます。はい、どうぞ。

○澤木委員長代理

事務局に確認しておいていただきたいなということですけど。二点ほどありまして、一つが西区の1番、安治川トンネルですね。これはトンネルが景観資源なのか、写真にあっ

たトンネルに入る入り口の建物が景観資源なのか、この辺の解釈というか。トンネルっていうのは一応公道の扱いになっているので、公共の場から望見できるというのはトンネルの中も望見できるという意味なので、どちらも該当すると思うんですね。解釈上は。そのどちらをやるのかなというのと、それから37番、アドプトリバー千代崎ってありますけど、アドプトリバーというものは、そのものが活動なので、何か場所として特定できないといけないので、その特定物というか、対象物をはっきりするような資源名にさせていただくのがいいのかなと思いました。

○増田委員長

ありがとうございます。事務局、1番のほうはいかがでしょう。

アドプトリバーのほうは行為ですので、場所をきっちり特定していただくということだと思います。

○事務局

アドプトリバーのほうは、写真で紹介させていただいたような場所、どこそこの護岸というような名称に変えさせていただいたらと思います。

安治川トンネルのほうですが、応募された方も珍しいのが残っているからということで、恐らく応募されていると思います。ただ、景観資源というふうに考えますとやっぱり道路から見た建物の部分かなと思います。トンネルに入ってしまうと、トンネル空間で電気がついた暗いところだけなので、今の事務局で考えておりますのが、エレベーターがあるトンネルの入り口のところかなと考えています。

○北村計画調整局長

すみません、ちょっと議論します。この委員会というのは非常に、私にとっては勉強になる委員会で、申しわけないんですが。実は此花区側も当然ありますので、安治川トンネルですから西区と此花区を結ぶ、トンネルも含めた全体だと思いますし、何もこの都市景観というのは道路から見た景観と限っているわけなしに、登録しませんでした北区なんかですと、地下街を都市景観として入れてもいいという話でしたので、必ずしも地下にあるからだめだとかじゃなしに、安治川トンネルは歩行者の空間で見たら遠近法がきちっととったりという美的な部分もありますので、私としては隧道部分も含めた都市景観と扱わせていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思っています。すみません、事務局で意見が違いました。

○増田委員長

これは、基本的に現地を見ていただいてご判断いただくというのが、一番適切かもしれないですね。

ほか、何かお気づきの点ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、小伊藤委員どうぞ。

○小伊藤委員

さっき議論があった28番の町屋で、公共的な場所から容易に望見できないということで外されていたということだったんですけれども、さっきの中学校の中にあるとか、入れないと言うんなら分かるんですが、細い道の奥にあるという中にも、地図を頼りに、もしかしたら観光客の方が行かれるかもしれないし、路地の風景とかも、すごく大事なので、それだけで外すのはどうかな、というふうに思います。

ちょっと話が戻って違うことなんですけれども、この三つの区で、市民から推薦・応募があったものを区役所が推薦した割合がかなり違っていて、港区はほとんど落として推薦してきているところがある。こちらではなぜ落としたかとか、全然わからないんですけれども、応募した区民の方には、なぜ落としたかっていう説明とかはされているのか、ちょっと気になりました。

○増田委員長

多分、区で行政単独でというよりも、むしろわがまち会議の中で議論されたんだと思う。

○事務局

そうですね。今2つご質問がありました。1点目の風格のある家、山下家は、見に行っていたようにさせていただきます。実際、地図を見てもなかなか行けないところで、我々が確認に行くのも大変でしたので、外してはどうかと思ったんですが。復活させていただきます。

2点目の、港区の件ですけれども、区からの推薦と言っておりますけれども、区役所の職員がやっているわけではなくて、説明の中でもご紹介させていただいたと思いますが、区にある「わがまち会議」というのがございまして、区民の代表というか、まちづくりに関わっていろいろこのようなプラットフォームに参加されている区民の方々での会議で、区役所の職員が事務局をやっておりますけれども、そんな中で選ばれて、絞られてきているので、我々自身もなぜ5件に絞られているのかというのがなかなかわからなくて、区役所のほうも、区民の会議のメンバーの方がこういう判断をされたものを、区役所でプラスさせるわけにいかないの、こういう結果になったのかなと考えております。

それから、落ちたものを、こういう理由で落ちましたというのは、やっております。

○増田委員長

むしろこれは、区からの推薦という資料よりも、むしろ区の中で住民参加をされ、区民参加をされた「わがまち会議」を通じて区からの推薦というふうな、少し文言を足したほうがいいかもしれないですね。行政が単独で落としているんじゃないですよという、地域まちづくりの中で議論されて推薦に上がってきているんだという文言のほうがいいかもしれないですね。文章としてはですね。

○事務局

そう直させていただきます。

○増田委員長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。ちょっと、皆さんにご負担掛けようかと思えますけれども、日程調整をしていただいて、現地をご確認いただいて、それをもっともう一度ここで会議をするということになるかと思えます。

そうしましたら、もう一度確認させていただきますけれども、西区に関しましては、28を復帰しまして、6、8、10、11、13、20を外して、現地調査物件とするということによろしいでしょうか。

港区は外す物件ございませんので、東成区については、先ほどございましたように、文言は後から考えるとしても、2、3、11、13、19、21、22、24、26を外していただいてという形ですけれども。口頭では、各々これについてはこういう理由でということだったんですけれども、これを少し整理した形で次回の委員会でも再確認をして、現地検査をしなかった理由を少し議事録として残しておく必要があるかと思えますので、整理をしてということによろしいでしょうか。

そうしましたら、本日、いただいております現地確認物件を特定するという命題に関しては解決したのかなというふうなことだと思えます。ありがとうございます。

それでは、本日、予定しておりました審議案件といたしますか、議題に関しましては、一応すべて行ったかなと思えます。

その他、事務局は何かございますでしょうか。

○事務局

ございません。

○増田委員長

委員の皆さん方、何かこの際ということでございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、白土委員どうぞ。

○白土委員

ちょっとわからなかったので、敢えて発言させていただくんですけども、事務局からのご提案で幾つかの案件については現地調査を行わない。実質、審査から外れるような位置づけになるのというふうに受けとめたわけですけども、これは前期の景観委員会で評価された、ほかの区ですね、その時も全く同様のプロセスで審議がされたというふうな解釈でよろしいんですか。

○増田委員長

全く同様ではないでしょうけど、事務局ちょっと補足説明いただけますか。

○事務局

最初のモデルケースといいますか、旭区と北区とやりまして、今回と同じように旭区は5件に絞って区のほうから出てまいりました。北区はいろいろ出てきたんですけど、現地審査の前の一連の審議の中で何個かは、現地まで行かなくていいのではと、そういうことをやっておりましたので、今回もそうさせていただいております。

○白土委員

あれこれ迷わずに、先へ進んだほうがいいんじゃないかと私は思うんですけど。いわゆる、審査をするという責任を我々負わされているわけなので、我々自身が外すべきだというご提案をうのみにして、「ああそうですか」と言って、「それを外しましょう」で、審査を進めていいのかなというのはちょっとひっかかるんですけども。そういうのは別に気にしなくていいんでしょうか。

○増田委員長

基本的には先ほども言いましたように、落とした理由ですよね、それをもう一度次回の委員会で再確認させていただくという手続をとらせていただこうかなと思います。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。前期に関して部会を設けて、精査をしていただいたりとか、いろんなやり方をトライアンドエラーしたりしながら進んできておりますので、ルーティン的に審査体制が確立しているという形ではなくて、少しずつ改善を加えながら、という形になっていっているというのが実態だと思います。

ありがとうございました。そしたら、一応その他の別件に関しましても、その他の案件に関しましても終わったということで、事務局のほうにお返ししたいと思います。

皆さんご協力いただきましてありがとうございました。

行政委員の皆さん方にご発言いただく機会をとらなくて、申しわけなかったと思いますけれども、少し時間の関係もございましたのでよろしくお返ししたいと思います。

それでは事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局

委員長、どうもありがとうございました。本日は長時間、また貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、委員の皆様にはご協力をよろしくお願いしたいと思います。

なお、本日ご審議いただきました資源の現地調査については、先ほど委員長からもお話ありましたけども、また日程調整をさせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の第31回都市景観委員会は閉会とさせていただきます。本当に、どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員